

品川区フレンドホーム制度実施要綱

制定 令和6年10月8日区長決定

要綱第338号

改正 令和7年10月29日区長決定

要綱第234号

改正 令和8年4月10日区長決定

要綱第76号

(目的)

第1条 この要綱は、学校の休業期間等を活用して、児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第41条に規定する児童養護施設をいう。）または乳児院（法第37条に規定する乳児院をいう。以下同じ。）（以下「施設」という。）に在籍する児童に家庭生活を体験させるフレンドホーム事業（以下「事業」という。）を実施することにより、当該児童の情緒の安定および社会性の発達を促し児童の健全な育成に寄与するとともに、社会的養護への理解をフレンドホームに促し、もって養育家庭制度の普及に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「フレンドホーム」とは、前条の目的を達成するため、児童を短期間受け入れ、当該児童に家庭生活を体験させること（以下「交流」という。）を希望する家庭であって、施設の長（以下「施設長」という。）が適当と認めたものをいう。

(対象児童)

第3条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、施設に在籍する品川区（以下「区」という。）の措置児童（法第27条第1項第3号および第32条の規定により措置した児童をいう。）であって、施設長が品川区児童相談所の所長（以下「所長」という。）の了解を得た上で、その生育歴、性向および家族の状況から、事業を実施することが望ましいと判断したものである。

2 乳児院に在籍する者に対して事業を実施する場合は、おおむね1歳以上の幼児を対象とする。

(実施体制)

第4条 この事業は、施設および区が連携して実施する。

2 区長は、第8条の登録および交流に関する情報の管理ならびにフレンドホームへの助言および施設への指導を行うものとする。

3 所長は、第3条の対象児童とフレンドホームとの交流状況の把握を行うものとする。

(フレンドホームの条件)

第5条 フレンドホームは、次に掲げる全ての要件を満たす家庭とする。

- (1) フレンドホームの登録の申込みを希望する者（以下「申込者」という。）は、区内に在住していること。ただし、申込者の居住地が区外であっても、施設長がフレンドホームとの交流状況を把握できる場合においては、この限りでない。
- (2) 申込者は、心身共に健全であること。
- (3) 申込者は、子どもと適切に交流ができると認められ、かつ、申込者と起居を共にする成人の親族等（以下「成人の親族等」という。）を有していること。ただし、成人の親族等がいない場合であっても、子どもと適切に交流ができると認められる特段の事情があるときはこの限りでない。
- (4) 対象児童との交流期間中、申込者または成人の親族等のいずれか1人以上が、当該児童の養育に専念できること。
- (5) 申込者および申込者と起居を共にする者（以下「同居人」という。）が、施設に在籍する児童について、十分な理解と愛情を有していること。
- (6) 申込者の家庭生活が、円満に営まれていること。
- (7) 申込者の家庭および住居の環境が、児童の保健、教育その他の福祉上適当であり、住居の広さおよび間取りについては、実子、交流児童の年齢、性別、人数および家族の構成に応じた適切な環境が確保されることが見込まれること。
- (8) 申込者は、児童の交流に関し虐待等の問題がないこと。
- (9) 申込者または同居人が、次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者

イ 法および児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制および処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律および政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待または法第33条の10第1項に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(フレンドホームの申込み)

第6条 申込者は、フレンドホーム申込書（第1号様式）に必要事項を記入の上、登録を希望する施設長に提出しなければならない。

(家庭調査)

第7条 施設長は、前条の規定による申込みがあったときは、申込者の家庭を訪問し、次に掲げる事項に留意して調査を行い、フレンドホーム希望家庭調査書（第2号様式）に基づき、当該家庭の状況を把握する。

- (1) 父に当たる者、母に当たる者その他の同居人の状況について、児童とのより良い組合せとなるよう十分留意し、現在の状況を中心に把握すること。
- (2) 家庭生活の状況について、児童が数日間生活する上で不適当な状況、好ましくない状況等の有無を把握すること。
- (3) 児童との交流の期間中において、フレンドホームが旅行その他特別な行事の実施を予定している場合は、事前に当該内容を把握しておくこと。
- (4) 既に施設との交流がある家庭については、その交流状況を把握しておくこと。

(登録簿への登録)

第8条 施設長は、前条の規定による家庭調査を行った結果、申込者が第5条各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、フレンドホーム登録簿（第3号様式。以下「登録簿」という。）に登録（以下「登録」という。）し、その結果を速やかに当該申込者に対し、フレンドホーム登録のお知らせ（第4号様式）により通知するものとする。

- 2 施設長は、前条の規定による家庭調査を行った結果、申込者が第5条各号に掲げる要件に適合しないと認めるときは、区長と協議の上、登録しないことを決定し、その結果を速やかに当該申込者に対し、フレンドホーム登録否決のお知らせ（第5号様式）により通知するものとする。

(登録事項の変更)

第9条 フレンドホームは、前条第1項の規定により登録をした事項に変更があったときには、フレンドホーム登録事項変更・登録抹消届（第6号様式）により、速やかに施設長に届け出なければならない。

- 2 施設長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその変更内容を登録簿に反映させなければならない。

(登録の抹消)

第10条 施設長は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要に応じて区長と協議の上、フレンドホームの登録を抹消することができる。

- (1) フレンドホームの登録後、2年以上対象児童との交流がなかったとき。
- (2) フレンドホームから登録抹消の届出があったとき。
- (3) 第5条各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。

- 2 施設長は、前項の規定によりフレンドホームの登録を抹消したときは、その旨を当該フレンドホームに対し、フレンドホーム登録抹消のお知らせ（第7号様式）により通知しなければならない。

（引合せ）

第11条 施設長は、当該施設の登録簿の中から対象児童に適したフレンドホームを選定し、引合せを行わなければならない。

- 2 施設長は、対象児童に適したフレンドホームの登録が当該施設にない場合は、区長に他の施設に登録しているフレンドホームの紹介を受けるものとする。

- 3 施設長は、引合せの結果、対象児童と交流することが適当と認められたフレンドホームに対し、フレンドホーム交流児童のお知らせ（第8号様式）により通知するとともに、区長にフレンドホームとの交流を開始する旨を連絡しなければならない。

- 4 施設長は、対象児童の同一年度における交流日数が30日を超える見込みとなったときは、区長にその旨を連絡しなければならない。

（登録の移管）

第12条 前条第2項の規定により他の施設に登録しているフレンドホームの紹介を受けた施設（以下「紹介先施設」という。）の長は、対象児童との交流が一定期間継続したときは、当該フレンドホームおよび当該フレンドホームが現に登録している施設長の同意を得て、フレンドホームの登録を移管することができる。

- 2 前項の規定によりフレンドホームの登録の移管に同意した施設長は、速やかにフレンドホーム申込書およびフレンドホーム希望家庭調査書を紹介先施設の長に送付しなければならない。

- 3 紹介先施設の長は、フレンドホームに登録後、当該移管が完了した旨をフレンドホーム登録の移管のお知らせ（第9号様式）により、当該フレンドホームに通知しなければならない。

- 4 前3項の規定は、他の施設に措置変更する児童と交流中のフレンドホームが、措置変更後も引き続き交流を希望する場合の手續について準用する。

（報告）

第13条 施設長は、各月のフレンドホームと対象児童との交流実績をフレンドホーム事業実績報告書（第10号様式）により、原則として翌月5日までに区に報告しなければならない。この場合において、交流中に月が替わった場合は、その交流の最終日が属する月の実績として報告するものとする。

- 2 施設長は、フレンドホームの登録に異動（新規、移管、変更および抹消をいう。以下この項において同じ。）があったときは、原則として当該異動があつ

た日の属する翌月の5日までに、フレンドホーム登録簿異動連絡票（第11号様式）その他必要な書類により、区に報告しなければならない。

- 3 施設長は、区長から求めがあったときには、登録簿の写しを提出しなければならない。

（経費）

第14条 区長は、施設からの請求に基づき、別に定める基準により、交流を行ったフレンドホームに対し施設が支払った謝礼に係る経費（次項において「交流経費」という。）を支払うものとする。

- 2 交流経費は、児童一人当たり日額5,800円とし、1回の交流につき7日を限度に支払うものとする。

- 3 交流を行った施設長は、請求書（第12号様式）により、交流を行った日数分の経費について、区長が定める期日までに請求しなければならない。

（記録の整備）

第15条 施設長は、登録簿等の書面を整備し、保管しなければならない。

- 2 施設長は、前条第1項に規定する経費の請求に係るフレンドホームへの謝礼に関する領収書等書類について、5年間保管しなければならない。

（損害賠償責任）

第16条 交流期間中の事故により、フレンドホームまたは対象児童が民法（明治29年法律第89号）第709条および第714条に基づく損害賠償責任を負うときは、故意または重大な過失による場合を除き、区が加入契約する損害賠償責任保険により処理する。

（秘密の保持）

第17条 フレンドホームは、事業の実施上知り得た児童および家庭に関する全ての個人情報について正当な理由なく漏らしてはならない。事業が終了した後も同様とする。

（委任）

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年10月29日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

フレンドホーム申込書

年 月 日

施設長 殿

申込者氏名

貴施設のフレンドホームとして登録したいので、申し込みます。

住 所	郵便番号							
	電話番号		()		緊急連絡先		()	
家 族 構 成	フリカナ氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	職 業 (学生は学年)	健 康 状 態	備 考
		本人			. .			
					. .			
					. .			
					. .			
					. .			
					. .			
住 居 の 状 況	1 自宅・借家 2 戸建て住宅(階建)・集合住宅()階建()階 3 面積(住居専用面積・壁心)()㎡ 4 居室数()室 → (和()室・洋()室)							
制度を知った経路	1 児童相談所 2 福祉事務所 3 児童福祉施設 4 都・区市町村広報 5 新聞・テレビ・ラジオ 6 知人の紹介 7 社会福祉協議会 8 その他()							
今までの交流経験	1 交流経験あり(施設名) 2 交流経験なし							
フレンドホームを希望する理由								
フレンドホームとしての関わり方	1 宿泊交流 (夏休み・冬休み・春休み・週末等・その他()) 2 日帰り交流 3 訪問交流(行事等参加・面会・その他()) 4 その他()							
希望する児童	1 年齢 ()歳位 2 性別 男・女・どちらでもよい							
登録施設に希望する児童がいない場合	1 登録施設から希望児童があるまで待つ 2 他施設の児童との交流を希望する 3 その他()							
里親希望の有無	1 希望あり → (養育家庭・養子縁組里親) 登録済・申込みをしたい 2 短期間なら検討してもよい 3 今後検討してもよい 4 希望しない 5 制度を知らない 6 以前に里親経験がある(都道府県)							
そ の 他	申込者または同居人が、次の各号のいずれかに該当している・いない ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者 イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)および児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待または児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者							

【※謝礼および交流にかかる費用について】
謝礼として、1日あたり5,800円をお支払いいたします。(1回の交流につき6泊7日を上限とします。)
フレンドホーム交流に係る経費については、送迎に伴う児童の交通費のみお支払します。

フレンドホーム希望家庭調査書

※施設職員が調査をもとに記入		登録番号	
父に当たる方の氏名：		母に当たる方の氏名：	
就労状況			
健康状態			
人柄・性格(母方から見た父方など)		(父方から見た母方など)	
趣味嗜好			
略歴			
特記事項			
その他の家族の状況			
氏名・続柄・年齢	人柄、健康状態、交流児童を受け入れることについての賛同		

第3号様式(第8条関係)

フレンドホーム登録簿

施設名()

[illegible]

年 月 日

様

施設名

所在地

施設長名

フレンドホーム登録のお知らせ

フレンドホームにお申込みいただきありがとうございました。

あなたを当施設のフレンドホームとして、下記の内容により登録しましたので、お知らせします。

なお、登録内容に変更があった場合には、速やかに届出を行ってください。

記

登録番号	
父に当たる方の氏名	
母に当たる方の氏名	
住所	郵便番号
電話番号	
希望児童	希望年齢 希望性別

担当者氏名

電 話

年 月 日

様

施設名

所在地

施設長名

フレンドホーム登録否決のお知らせ

あなたからいただいたフレンドホーム申込書の内容及び家庭調査を行った結果について、品川区と協議し検討しましたが、下記の理由により、あなたを当施設のフレンドホームとして登録しないことに決定したので、お知らせします。

記

否決した理由	フレンドホーム制度実施要綱第5条各号 に適合しないため。
--------	---------------------------------

担当者氏名

電 話

なお、フレンドホーム制度については、品川区子ども育成課にお問合せください。

品川区子ども育成課 電話：

施設長 あて

氏名

所在地

フレンドホーム登録事項変更・登録抹消届

下記のとおり、フレンドホーム 登録事項の変更・登録の抹消 を届け出ます。

記

1 理由

2 内容(登録事項の変更の場合のみ記入)

変更前	
変更後	

年 月 日

様

施設名

所在地

施設長名

フレンドホーム登録抹消のお知らせ

あなたのフレンドホームの登録を、下記の理由により抹消しましたので、
お知らせします。

記

抹消した理由	フレンドホーム制度実施要綱第9条第 号 に該当するため。
--------	---------------------------------

担当者氏名

電 話

なお、フレンドホーム制度については、品川区子ども育成課にお問合せください。

品川区子ども育成課 電話：

年 月 日

様

施設名

所在地

施設長名

フレンドホーム交流児童のお知らせ

あなたに、下記のとおり、児童との交流をお願いすることにしましたので、よろしくお願ひします。

記

1 交流をお願いする児童

児童氏名	性別	生年月日	年齢	学年	備考

2 交流に当たっての留意事項

担当者氏名

電 話

年 月 日

様

施設名

所在地

施設長名

フレンドホーム登録の移管のお知らせ

フレンドホームの登録を下記のとおり移管しましたので、お知らせします。
なお、登録内容に変更があった場合には、速やかに届出を行ってください。

記

移管元施設名		
移管先施設名		
	新たな登録番号	
	父に当たる方の氏名	
	母に当たる方の氏名	
	住所	郵便番号
	電話番号	
	希望児童	希望年齢 希望性別

担当者氏名

電 話

施設番号	
------	--

フレンドホーム事業実績報告書(年 月分)

＜交流実績＞ (回)

延べ日数	日帰り	1泊2日	2泊3日	3泊4日	4泊5日	5泊6日	6泊7日	7泊以上	その他
支払対象分									
支払対象外									
合計									

※ 詳細は、フレンドホーム交流実績報告兼請求内訳書のとおり

＜交流児童数＞

交流児童数 (実人員)	(人)	交流家庭数 (実数)	(家庭)
交流希望児童数※	(人)		

※ 交流児童数および交流家庭数は、延べ人数ではなく交流のあった家庭・児童の実数を記入すること。
※ 交流希望児童数は、第8号様式の児童数と一致させること。

＜登録家庭数＞ (家庭)

	前月末	増要因			減要因			当月末
		新規	他施設 から移管	計	抹消	他施設 へ移管	計	
登録家庭数								

※ 増要因および減要因は、第11号様式と一致すること。

＜他施設紹介可能家庭数＞

他施設紹介可能家庭数 (実数)	(家庭)
--------------------	------

※ 他施設紹介可能家庭数には、当月末時点で交流を可能であるが、登録している施設に対象児童がいない等、交流を待機している家庭の実数を記入すること。

施設名

担当者氏名

電 話

フレンドホーム登録簿異動連絡票(年 月分)

施設名()

[illegible]

(注1) 新規の場合は、「フレンドホーム申込書」の写し「フレンドホーム希望家庭調査書」の写しを添付すること。

(注2) 移管の場合、移管先の施設は、「フレンドホーム登録の移管のお知らせ」の写しを添付すること。

(注3) 変更の場合および登録者から抹消の申出があった場合は、「フレンドホーム登録事項変更・登録抹消届」の写しを添付すること。

施設番号	
------	--

品川区長 へ

請 求 書

金 額						
-----	--	--	--	--	--	--

ただし、フレンドホーム制度に要する 年 月分の経費

上記の金額を請求します。
(内訳はフレンドホーム事業実績報告書のとおり)

年 月 日

法人名 _____

施設名 _____

所在地 _____

代表者職・氏名 _____